

インターナショナルオフィス×ダイバーシティ推進室
講演「ドイツにおける亡命手続きと難民の現実について」を開催しました

2024年10月21日、オーストリア・インスブルック大学助教で、外国人研究者として本学で研究を行っている Andreas Jensen 先生をお招きし、講演「ドイツにおける亡命手続きと難民の現実について」を実施いただきました。学生13名、教職員8名、計21名が参加しました。

はじめに Jensen 先生はドイツ出身で、専門は” Experiences of forced migration”、” Pedagogical concepts in refugee aid”等で、インスブルック大学でも関連の授業を担当されているなど、簡単な自己紹介がありました。先生より「あなたが考える難民とは？亡命とは？」という問いかけがあり、参加者同士が小グループに分かれ、ブレインストーミングの時間が設けられました。各々「戦争が原因で避難する必要がある人」「祖国で人権が迫害されている人」「貧困、飢餓からの逃亡」など意見を出し合いました。



Jensen 先生は、1951年の難民条約(Refugee Convention)における「難民」の定義が「難民とは、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、または政治的意見を理由に迫害を受ける十分な恐れがあるため、自国の外にいる者であり、その国の保護を受けることができない、または迫害の恐れのためにその保護を受けることを望まない者」であり、「難民とは、個人に一定の権利と保護を与える法的地位である」と説明されました。

ドイツはヨーロッパで最も多くの難民を受け入れています。ドイツへの亡命は申請者全員が受け入れられるわけではなく、亡命の理由や証拠を詳しく説明した上で、ドイツ連邦移民・難民庁(BAMF)が審査を行い、結果、認定難民 (recognised refugee)、※1 暫定難民 (contingent refugees)、※2 補完的保護 (subsidiary protection)、のいずれかを与えるかどうかを判断します。拒否された場合は、再審査を求めるか帰国を余儀なくされる場合もあるとのことでした。

※1 一時的な庇護を受ける難民

※2 亡命申請を却下され、難民条約上の難民には該当しないものの、他国での保護を必要とする人を保護するための仕組み。

Jensen 先生は忘れてはならないのが、Asylum seeker(亡命申請者)と呼ばれる難民認定審査中の状態にある人々の存在であると語気を強め、Asylum seeker として5年間にわたりドイツに滞在している、Mr. Amal さん（仮名）へのインタビュー内容を朗読されました。

「5年間、働く権利も学ぶ権利も与えられず、社会的つながりが誰とも持てない、健康な体と働く気持ちはあるが、まるで体が不自由であるかのように部屋にこもる毎日だ。呼吸はしているが、私は生きていない、ただ、存在している。希望のない闇の中に。」

朗読の後、質疑応答が行われ講演を終えました。単なる難民の受け入れ問題だけではなく難民一人一人の人権の尊重、支援の必要性などの課題についても深く考えることができました。